

12月14日(日)は茨城県議会議員一般選挙の投票日です 笠間市議会議員一般選挙

選挙は、私たちの代表を選ぶ大切な機会です。安易に棄権することなく進んで投票しましょう。

☆投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を満たしている方です。

- ・ **年齢要件** 平成6年12月15日までに生まれた方。
- ・ **住所要件** 平成26年9月6日までに笠間市に住民登録をされた方で、引き続き笠間市に住んでいる方。

※最近住所を変更された方(変更される予定の方)につきましては、次の表のケースにより、投票できる場合とできない場合がありますので、ご注意ください。

投票日現在	対象者	注意事項、条件など	笠間市での投票	
			県議選	市議選
市内 在住	市内で転居した方	11月25日までに転居届を提出した方は、新住所地の投票所となります。	○	○
		11月26日以降に転居届を提出した方は、前住所地の投票所となります。	○	○
	9月7日以降に転入届を提出し、引き続き笠間市に住んでいる方	市議選の投票はできません。 県議選については、県内の市町村から転入された方は、前住所地で投票できる場合があります。前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。	×	×

○…投票できます ×…投票できません

☆投票所

投票は、市内52か所の投票所で行われます。各世帯に郵送される「入場券」に投票所が記載されていますので、自分の投票所を確認してください。

☆投票時間

投票時間は、どの投票所も終了時刻を2時間繰り上げ**午前7時から午後6時**までです。その時間以外には投票することができませんのでご注意ください。

☆期日前投票

投票日当日に、所用等のため投票所で投票できない方は、期日前投票により投票することができます(入場券がお手元に届いている場合は持参してください)。

- **期 間** 県議選：12月6日(土)～12月13日(土)
市議選：12月8日(月)～12月13日(土)

※選挙によって、期日前投票が可能となる期間が異なりますので、ご注意ください。

- **時 間** 午前8時30分～午後8時
- **場 所** 笠間市役所本所、笠間支所、岩間支所

LPガスは正しく使いましょう。



- ガス機器を使用するときは必ず換気に注意しましょう。
- 不完全燃焼防止機能が付いていない湯沸器、風呂釜等老朽化した器具は交換しましょう。
- 使用していないガスの元栓には、誤開放防止の為閉栓カバーの取付けが有効です。

お近くのLPガス販売店は、地域の皆様に『安全・安心』をお届けして、見守り活動をしています。お気軽にお声かけください。

詐欺や悪質な勧誘など不審に思われたら、すぐにお取引の販売店へ連絡してください。

茨城県高圧ガス保安協会 笠間支部(LPG保安センター内) ☎0296-72-5084



ほんぺくん

☆不在者投票

次のような理由で期日前投票や選挙当日に投票ができない方は、不在者投票により投票を行うことができます。事前に手続きが必要になりますので、お早めに笠間市選挙管理委員会にお問い合わせください。

- ・笠間市に住民票はあるけれど笠間市外に滞在されている場合。
- ・病院に入院、施設などに入所している場合。

○期 間 県議選：12月6日（土）～12月13日（土）
市議選：12月8日（月）～12月13日（土）

☆郵便投票

重度の障害を持つ方（身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの法律で定める一定の障害を有する方）、（介護保険法上要介護5の方）で、投票所で投票することができない方のために郵便投票の制度があります。この郵便投票による投票用紙の請求期限は、12月10日（水）です。

なお、郵便投票をするには、郵便投票証明書が必要となりますので、お早めに手続きを済ませてください。

☆選挙公報

各候補者の経歴や政見等を記載した選挙公報を、12月10日（水）の新聞折込で配布します。新聞を購読されていない方は、笠間市選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、選挙公報は市役所、各支所のほか、公民館、図書館などの市の施設にも備え付けますのでご利用ください。

☆開 票

○日 時 市議選：12月14日（日）午後7時30分～
県議選：12月14日（日）午後8時～

○場 所 笠間市民体育館

※投・開票の状況は笠間市ホームページでご覧になれます。

ホームページアドレス <http://www.city.kasama.lg.jp>

モバイル版サイトアドレス <http://www.city.kasama.lg.jp/mobile>

☆インターネットを利用した選挙運動

公職選挙法の改正により、有権者が、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となります。ただし、電子メールアドレスなど（返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などを含む）の表示義務があります。

なお、候補者に対して、悪質な誹謗中傷をするなど、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。

（注意事項）

- ・有権者は電子メールを使って選挙運動をすることはできません。
- ・未成年者の選挙運動は禁止されています。
- ・選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません。
- ・ホームページや電子メールなどを印刷して頒布してはいけません。

【問合せ】笠間市選挙管理委員会事務局（総務課内）（内線206・207）


やさいい保険プラザ
友部スクエア店

笠間市住吉1364-1
☎0120-650-121
営業時間 10:00～20:00

【相続について①】
2015年1月から相続税の改正が施行され、相続財産によっては大きく税金がかかる場合もあることを皆さんご存知でしょうか。今回は「相続税改正」についてのポイントを簡単に紹介します。

相続税の改正で大きく変わるものは、主に①相続税の基礎控除額の引き下げ②相続税の税率の変更、の2点で全体的には増税の傾向にあります。特に基礎控除額が減ること、「相続税を納める人が増える」「また「相続財産の額に関わらず現金はないけど土地がある」等などの「わけにくい財産をどのようにするか」などの問題が予想されています。

「うちにはそんなに財産がないよ」…そんな皆様、まずは現状の把握をしてみましょう。親世代・子世代ともいざという時に困らないために、この機会に相続について考えてみませんか？

「やさいい保険プラザ」友部スクエア店では、笠間市民皆さんの無料相談を承っております。お気軽にご連絡ください。